

東浦町審議会等の委員の公募に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、審議会等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及び要綱等に基づき町政に住民の意見を反映するために設置される協議会等をいう。以下同じ。）の委員（以下「委員」という。）の公募について必要な事項を定めるものとする。

(委員の人数)

第2条 公募による委員（以下「公募委員」という。）の人数は、一つの審議会等につき、その構成委員数の10分の1以上3分の1以下の数とする。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(応募の要件)

第3条 公募委員に応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 審議会等が開催される年度の4月1日現在において、東浦町に住所を有する満18才以上の者
 - (2) 本町の議会議員又は職員でない者
- 2 前項の規定にかかわらず、審議会等の設置目的、所掌事務、委員の構成等を考慮して特に必要があると認められるときは、同項各号に掲げる要件を変更し、又は他の要件を付することができる。

(公募方法)

第4条 公募委員を募集しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した募集要領（以下「募集要領」という。）を広報紙、ホームページ等に掲載することにより行うものとする。

- (1) 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 募集人数
- (3) 応募資格、方法及び期間
- (4) 任期及び年間開催予定回数
- (5) 小論文のテーマ
- (6) 報酬の額等
- (7) 選考方法及び選考結果の通知方法
- (8) 審議会等を所管する課等（以下「事務局」という。）の名称及び連絡先
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事務局が募集に必要なと認めるもの

(応募の方法)

第5条 公募委員に応募しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記入した書類（以下「応募用紙」という。）を応募期間内に事務局に提出しなければならない。

- (1) 氏名、性別及び生年月日
- (2) 住所及び電話番号
- (3) 職業
- (4) 募集要領に示されているテーマで記載した小論文

(5) 過去に東浦町の公募委員に選任されている場合は、当該公募委員となった審議会等の名称

(6) その他募集要領に示された事項

2 前項の規定による応募は、窓口への提出、ファクシミリ又は電子メールにより行うものとする。

(選考の方法等)

第6条 公募委員の選考は、応募用紙に記載された内容を審査することにより行うものとする。この場合において、町長が必要と認めるときは、応募者に対し面接をすることができる。

2 選考の結果については、応募者全員に通知するものとする。

(応募がなかったとき等の取扱い)

第7条 公募を行った場合において、応募人数が公募する委員の数に満たなかったとき又は前条の規定による選考の結果、委員とすべき者がいなかったときは、再公募をすることができる。

2 前項の規定により再公募する場合の方法等は、前3条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。